

ベビーシッター 利用支援事業

利 用 案 内



【問合せ先】

(自分が対象者かどうかの確認、保育所等への入所申込みについて)
お住まいの区市町村の保育主管課



(事業の内容について)

東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課
電話 03-5320-4131

どんな事業なの？



対象者

以下に該当する方のうち、お住まいの区市町村から、この事業の利用案内を受けた方が対象です。

① 未就学児の
待機児童の保護者

② 保育所等の0歳児クラスに入所申込みをせず、
1年間の育児休業を満了した後、復職する方
(復職日以降、利用できません。)

③ 夜間帯保育を
必要とする保護者

※細かい要件は、お住まいの区市町村によって異なりますので、必ず確認してください。

※「保育所等」とは、区市町村が利用調整を行う認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業を指します。(以下同じ)

事業の内容

お子さんが保育所等に入所できるまでの間又は夜間帯の保育が必要な場合、保育所等の代わりとして、東京都の認定を受けた認可外のベビーシッター事業者を1時間150円(税込)で利用できる事業です。

※対象者①の方は、保育所等への入所申込みをしていることが条件です。(対象者②の方も、1歳児クラスの4月入所に申し込む意思があることが必要です。)

※対象者①及び②の方は、保育所等への入所が決定した場合、入所を辞退した場合、必要な入所申込みを行わなかった場合は、入所(予定)月以降は利用できません。

※各ベビーシッター事業者の規定により、入会金、ベビーシッターがお宅に向うための交通費、キャンセル料、保険料等が別途必要です。

利用可能時間

月曜日から土曜日までの午前7時～午後10時までのうち、

〈保育短時間認定の方〉…1日8時間まで かつ 月160時間まで

〈保育標準時間認定の方〉…1日11時間まで かつ 月220時間まで

(日曜日、祝日・休日及び年末年始(12月29日～1月3日)は利用できません。)

※夜間帯保育を必要とする保護者の場合は、24時間365日利用できます。また、利用上限時間は、月220時間です。



提供されるサービス

お住まいの区市町村がこの事業の利用を認めるお子さんの保育

※きょうだいの保育や保育所への送迎、家事等のサービスは含まれません。

ご利用の流れ

- ①お住まいの区市町村から、この事業の利用案内を受け、ご自身が対象者である旨の通知(※)を受け取ります。このパンフレットと利用約款の内容を十分確認の上、利用を検討してください。(※)通知の方法等は、区市町村により異なりますので、確認してください。
- ②東京都のホームページに掲載されている認定事業者の一覧の中から、希望の事業者を選択して連絡します。〔東京都のベビーシッター利用支援事業を使いたい〕旨を必ず伝えてください。
- ③事業者との面談等を経て、契約が成立したら、契約書を持って区市町村の窓口に行きます。利用約款への同意書にサインをして、この事業の専用システムを利用するためのアカウントの発行を申し込みます。(後日、アカウントが郵送で通知されます。)
- ④利用の際、専用システムから発行した助成券コード(番号)をベビーシッターに伝えます。(利用者には、利用者負担額のみが請求されます。)



ベビーシッターを利用するって、どんな感じ？

事業者選択・申込み

ベビーシッター利用を申し込みます。

ベビーシッター事業者を選択し、利用の可否を調整します。

「東京都のベビーシッター利用支援事業を使いたい」旨を、お話の最初に必ず伝えてください。

<伝えること> ●利用日時・住所 ●お子さんの名前・性別・生年月日・アレルギーの有無等

事前説明・契約・打合せ

ベビーシッター事業者からサービス内容の説明を受けます。
納得ができたなら、契約を結び、保育内容等を打ち合わせます。

<打合せ内容の例>

- 1日の保育の流れ
- 保育の方針の確認
- お子さんの発達や健康状態に関する配慮事項
- 食事やおやつについて
- お昼寝の時間や寝るときのくせ
- 保育に使用する部屋、備品等
- 家庭で準備するもの



当日の打合せ

さあ、ベビーシッターがやってきます。

「こんにちは！〇〇ベビーシッター会社の△△です。□□ちゃん、よろしくね！」

ベビーシッターは、お約束時間の5～10分前くらいにお伺いします。

そして、保護者の方から引継ぎを受けます。心配なこと、こうしてほしいと思っていることは、言葉やメモではっきりと伝えてください。

<引継事項の例> ●当日のお子さんの体調 ●当日の緊急連絡先や連絡方法



ベビーシッターによる保育

行ってらっしゃい！

お子さんとベビーシッターのゆるやかな時間が流れます。

ベビーシッターは、お子さんの安全を第一に、保育を行います。

手作りおもちゃ、絵本の読み聞かせ、手遊び、お絵かき、外遊びなど…

楽しい時間が過ごせるように、お子さんの発達や興味に合わせて、ベビーシッターは工夫をします。



保育の終了

おかえりなさい！

ベビーシッターから、保育中の様子を報告します。

ベビーシッターは、「保育記録」をもとにお子さんの様子をご報告します。

- お昼寝の時間
- 何をして遊んだか
- 食事やおやつの時間と食べた量
- 排せつの時間と様子
- お子さんの様子やご機嫌 など

その他、預けていた間のお子さんの様子について、ベビーシッターに尋ねたいことがあったら、気軽に聞いてみましょう。

→ベビーシッターと利用時間数を確認の上、システムから発行した助成券コード(番号)をベビーシッターに伝えます。(利用者には、利用者負担額のみが請求されます。)



厚生労働省公表

「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」と この事業における東京都の考え方

厚生労働省は、ベビーシッターを利用するときの留意点として、以下の10項目を挙げています。
この事業を利用される際には、必ず確認してください。

留意点 1

まずは情報収集を

ベビーシッターを利用するには、事業者申し込み、所属するベビーシッターが派遣される方法と、マッチングサイトを通じてベビーシッター個人に利用者が直接依頼する方法があります。保育料の安さや手軽に頼めるかという視点ではなく、信頼できるかどうかという視点で、ベビーシッター事業者の情報を収集しましょう。マッチングサイトを通じての利用の場合は特に詳細に情報収集を行いましょう。情報収集にあたっては、都道府県や市町村の情報、公益社団法人全国保育サービス協会に加盟している会社のリストなどを活用しましょう。一時預かりが必要な場合やひとり親への様々な支援が必要な場合は、ベビーシッターの利用に限らず、市町村に相談しましょう。

東京都は、この事業に参画するベビーシッター事業者について、一定の基準を設けて書面審査を行い、認定しています。でも、どの事業者を利用するか、決めるのはあなたです。事業者のホームページやパンフレット等を十分確認するとともに、不安な点や心配な点については積極的に質問し、ご自身の目で安心してお子さんを預けられる事業者を選んで契約するようにしましょう。

この事業における 東京都の考え方

留意点 2

事前に面接を

ベビーシッターの派遣を事業者に依頼する場合、ベビーシッターに対する希望を明確に伝えましょう。派遣される予定のベビーシッターと事前に面談を希望する場合は、事業者に申し出てください。マッチングサイトを通じて依頼する場合には、インターネットの情報だけを頼りにするのではなく、実際に子どもをベビーシッターに預ける前に必ずベビーシッターと面会し、子どもを預かる方針や心構えなどについて質問して、信頼に足る人物かどうかを確認しましょう。また、子どもを預ける際には、必ず事前に面会したベビーシッター本人に直接子どもを預けるようにしましょう。

この事業では、契約したベビーシッター事業者が、責任をもって、所属しているベビーシッターをお宅に派遣します。ベビーシッターとの事前の面会を希望する場合は、ベビーシッター事業者に相談してください。

この事業における 東京都の考え方

留意点 3

事業者名、氏名、住所、 連絡先の確認を

実際に子どもをベビーシッターに預ける際には、事業者名、ベビーシッターの氏名、住所、連絡先を必ず確認しましょう。その際、ベビーシッターの身分証明書のコピーをもらうようにしましょう。マッチングサイトを通じての利用の場合には、マッチングサイトで公開されている保育者の情報を再度確認するとともに、都道府県等に事業者としての届出をしているかも確認するといいいでしょう。

一般的に、ベビーシッターは、所属事業者が発行した身分証明書を携行してお宅に伺います。コピーの取扱いについては、ベビーシッター事業者に確認してください。

この事業における 東京都の考え方

留意点 4

保育の場所の確認を

保育の場所が子どもの自宅以外である場合は、事前に見学して、子どもの保育に適切な場所かどうかを確認しましょう。

この事業では、ご自宅以外での保育はできません。
なお、ベビーシッターを利用する際は、ご自宅であっても、ベビーシッターが安全に保育を行えるよう、保育を行うお部屋の片づけやおもちゃ等の整理整頓に努めましょう。(ご自宅の状況が安全に保育をするのに適さないとベビーシッター事業者が判断した場合、利用を断られる場合があります。)

この事業における 東京都の考え方

留意点 5

登録証の確認を

ベビーシッターが保育士や認定ベビーシッターの資格を持っている場合は、保育士登録証や認定ベビーシッター資格登録証の提示を求めて確認しましょう。保育に関する研修を受けているかどうかを確認してもいいでしょう。

この事業に従事するベビーシッターは、原則として、東京都が指定する研修を修了し、その証として「指定研修修了者証」を携行してご自宅に伺います。

この事業における 東京都の考え方

留意点6
保険の確認を

万が一の事故に備えて、保険に加入しているかやその内容、金額を確認しましょう。
ベビーシッターを派遣した事業者やマッチングサイトの運営者等にも同様に確認しましょう。

この事業に参画するベビーシッター事業者は、以下の金額を上回る保険に加入しています。
契約の際は、適用される保険の内容を必ず確認しましょう。

- ①ベビーシッター業に係る経営者の賠償補償保険
対人賠償 1名1億円以上、1事故5億円以上
対物賠償 1事故500万円以上
- ②ベビーシッター業務請負先児童に係る傷害保険
死亡・後遺障害保険金額 1口100万円以上
入院保険金日額 1口1,500円以上 通院保険金日額 1口1,000円以上

この事業における
東京都の考え方

留意点7
預けている間もチェックを

子どもをベビーシッターに預けている間も、子どもの様子を電話やメールで確認するようにしましょう。カメラなどで子どもの様子を見たいと保育者に伝えてもいいでしょう。

この事業では、契約したベビーシッター事業者が、責任をもってお子さんをお預かりします。
保育中の保護者の方からの電話やメールは、ベビーシッターがお子さんから目を離すことにつながり、かえって危険です。保育中の連絡については、ベビーシッター事業者と確認してください。
なお、お子さんの体調が急変した場合等は、ベビーシッターからご連絡しますので、安心してお預けください。(留意点8もご参照ください。)
また、カメラの利用については、ベビーシッター事業者に相談してください。

この事業における
東京都の考え方

留意点8
緊急時における対応を

預けている子どもの体調が急変するなどの緊急事態が生じた際に、ベビーシッターからすぐに連絡を受けることができるような体制を整えましょう。

お子さんの急な発熱等、体調が急変した場合に備え、保護者の携帯電話番号だけでなく、職場の電話番号、親族の方の連絡先等、複数の連絡先を優先順位をつけてベビーシッター事業者やベビーシッターに伝えておきましょう。

この事業における
東京都の考え方

留意点9
子どもの様子の確認を

ベビーシッターから子どもの引き渡しを受ける際、どんなことをして遊んだのかといった保育の内容や預かっている間の子どもの様子について、ベビーシッターから報告を受けましょう。子どもの様子次第では、お子さん本人にも確認しましょう。

この事業に従事するベビーシッターは、お預かりしていた間のお子さんの様子を記録しています。どんなことをして遊んだのか、食事や排せつの量や時間、お昼寝の様子、お子さんの機嫌など聞いてみましょう。

この事業における
東京都の考え方

留意点10
不満や疑問は率直に

ベビーシッターに対する不満や疑問が生じた場合は、ベビーシッターを派遣した事業者やマッチングサイトの運営者等にすぐ相談しましょう。内容によっては、事業者等ではなく、都道府県や市町村の保育担当部署、地域の消費生活センターなどに相談しましょう。

この事業に参画するベビーシッター事業者は、利用者からの相談を受け付ける窓口を設けています。ベビーシッターに対する不満や疑問が生じた場合には、ベビーシッター事業者に相談し、お子さんにとってより良い保育が提供されるよう、冷静に話し合しましょう。
また、ベビーシッターに対する不満や疑問が解決しない場合等は、東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課(電話 03-5320-4131)にお問い合わせください。

この事業における
東京都の考え方

Q&A でもっと詳しく教えて



Q

住んでいる区市町村から、この事業の対象者だと案内されました。希望者は全員、この事業を利用することができるのですか？

A

お住まいの場所や、利用を希望される時間帯、各社に所属するベビーシッターの空き状況等により、東京都が認定したベビーシッター事業者と契約が成立しない場合には、ご利用いただけません。まずは、東京都のホームページで公開している認定事業者の中から、希望の事業者を選び、利用の可否を調整してください。

なお、ベビーシッター事業者に利用の申込みをしてから、実際にベビーシッターが派遣されるまでには、おおむね1か月程度かかります。(事業者に確認してください。)

Q

契約できる認定事業者は、1社のみでしょうか？
たとえば、A社と週3日、B社と週2日といった形で契約を結ぶことはできますか？

A

複数の認定事業者と契約した場合も助成対象となります。ただし、事業者とのトラブルや重大な事故につながる可能性がありますので、お子さんの引き渡しや必要事項の引継ぎは、必ず、保護者の方からベビーシッターに直接行ってください。(「午前中はA社、(保護者が帰宅しないまま)午後はB社」というように、同じ日に複数の事業者を交代で利用することはできません。)

Q

利用料の他にかかる費用はありますか？

A

各社規定によりますが、一般的に、ベビーシッターがご自宅まで伺う交通費は実費で請求される場合が多いようです。その他、入会金、キャンセル料、保険料等がかかる場合があります。料金については、事前に事業者と十分確認の上、契約してください。(契約上のトラブルについて、東京都やお住まいの区市町村が対応することはできません。)

Q

利用上限の時間数を超えて利用することはできないのですか？

A

この事業の利用上限を超えて利用したい場合は、事業者とオプション契約を結んでいただく必要があります。オプション契約の利用料やサービス内容は、事業者ごとに異なります。

また、料金も全額自己負担となります。

事業者と契約する際によく確認してください。(オプション契約について、東京都やお住まいの区市町村は関与しません。)

Q

今住んでいる区市町村の区域外に引っ越した場合も、引き続き利用できますか？

A

この事業は、区市町村ごとに待機児童対策として行っている事業ですので、区域外に引っ越された場合には利用できなくなります。転居を予定されている場合は、利用を慎重に判断してください。

Q

食事の用意はしてもらえますか？

A

お子さんを安全に保育するため、調理はできません。昼食（離乳食、冷凍母乳、粉ミルクを含む）、おやつを含め、保護者が用意してください。用意された食事を電子レンジで温める程度は可能です。なお、家事は一切お引き受けできません。

Q

子どもが体調不良の場合にも見てもらえますか？

A

保育所に準じ、原則として37.5度以上の発熱がある場合等、体調不良の場合にはお受けできません。あらかじめ、事業者を確認してください。

Q

この事業の対象でないきょうだいも、一緒に面倒をみてもらうことはできますか？

A

きょうだい小学生以上の場合に限り、事業者とオプション契約を結ぶことにより可能です。なお、上のお子さん（小学生、中学生等）がベビーシッターの保育中に帰宅する場合は、別途そのお子さんのシッター料が発生する場合があります。事業者によく確認してください。

Q

仕事が休みの日は、利用できますか？

A

保護者が休暇の日（体調不良等による欠勤を含む。）や、産休・育休中の場合は、利用できません。

Q

職場等、自宅以外の場所で保育してもらうことはできますか？

A

保育を行う場所は、ご自宅に限ります。お散歩や外遊びは可能です。

Q

ベビーシッターさんは、毎回同じ人ですか？

A

ベビーシッターは、1人でお子さんの保育を行う責任の重い仕事です。お子さんを安全に保育するため、複数名のベビーシッターが日ごとにローテーションで担当したり、1日の中で交代することもあります。この事業では、2～5名程度のベビーシッターが、チームを組んでお子さんを担当します。お子さんの様子や保育の状況は、チーム内で共有し、連続性をもって保育できるようにしています。

Q

ベビーシッターさんは選べますか？相性が合わない場合、変更してもらうことはできますか？

A

ご希望は、ベビーシッター事業者に伝えてみてください。ベビーシッター事業者は、できる限りご希望に沿ったベビーシッターを手配できるよう努力します。

ただ、他のベビーシッターに先の予約が入っている場合など、ご希望にお応えできないこともあります。後々のトラブルを避けるためにも、事業者との事前面談の際などに、ご希望をはっきり伝えてください。（「派遣されたベビーシッターが気に入らない」等のトラブルについて、東京都やお住まいの区市町村が対応することはできません。）

Q

留守宅をベビーシッターに任せるのは不安です。

A

ベビーシッターは、留守宅をお預かりするという使命や倫理について、事前に研修を受けています。保育に使用してよい部屋、立ち入ってはいけない部屋、触ってよいもの、いけないもの、留守中の訪問者や電話にどのように対応するかなどについて、あらかじめしっかり打合せをしてください。また、トラブルを避けるためにも、貴重品や高価なものは目につかないところにしまっただき、できるだけ施錠管理してください。

Q

この事業を利用することにより、確定申告等は必要になりますか？

A

この事業では、各認定事業者が1時間当たり2,460円(税込)を上限に定めた利用料と、利用者負担額(1時間当たり150円(税込))との差額を、東京都及び区市町村が公費で負担し、認定事業者に支払います。

令和3年度税制改正により、東京都及び区市町村が公費で負担した額(助成額)は、利用者にとって、所得税法上の「非課税所得」となったため、令和3年1月1日以後の助成額については、確定申告等は必要ありません。

※区市町村に提出した書類等に虚偽があった場合、事業者への料金の支払いを滞納された場合、利用約款の規定が守られていないことが判明した場合には、この事業はご利用いただけなくなります。